

# さくら市地域生活支援拠点実施の手引き

～生活全般で困ったらトータルサポートばるばる～

## 1. 地域生活支援拠点整備の趣旨

国においては、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えつつ、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、切れ目のない支援体制（居住支援の機能や体制）を整備するよう、障害福祉計画の基本指針に位置づけています。

本市においては、障がい者の介護者の急病時の緊急の受け入れ先の確保や、親元から自立した生活を実現するために、市内障害福祉サービス等提供事業所と連携して、「地域生活支援拠点」を整備し、障がい者及びその介助者が安心して生活できる体制を整えていきます。

## 2. 事業の実施方法

本市の「地域生活支援拠点」は、緊急時の受け入れや、グループホームへの体験が可能な事業など既存の障害福祉サービス提供事業所等が分担して支援を行う面的整備型で実施します。

なお、利用にあたっては「事前登録制」とし、登録の際は利用者と関係機関の支援者等が面談をして利用に必要な情報の聞き取りをします。

## 3. 対象者

市内に住所を有する障がい者で、家族による介護が必要な方。

## 4. 費用について

障害福祉サービスの介護給付費で対応。

（事業所の認定申請により、地域生活支援拠点等に係る加算）

## 5. 緊急時の定義

本事業における「緊急時」とは、障がい者の介護者が突発的な病気や入院、死亡、その他やむをえない理由により、障がい者が居宅で単独生活することが困難な場合とします。

## 6. 支援施設

	施設名	事業の種類	機能	対象者
1	桜ふれあいの郷	生活介護、施設入所支援 就労継続支援	体験の機会・場	知的
2	桜ふれあいの郷	短期入所	緊急時の受入れ	知的
3	清風園	生活介護、施設入所支援 就労継続支援B型	体験の機会・場	身体
4	清風園	短期入所	緊急時の受入れ	身体
5	障がい者支援センターふれあい	特定相談支援事業、 障害児相談支援事業	相談、緊急時の受入れ、体験の 機会・場、地域の体制づくり	全ての障害
6	障がい者支援センターふれあい	一般相談支援事業	相談、緊急時の受入れ、体験の 機会・場	全ての障害
7	グループホーム （とちぎ健康福祉協会）	共同生活援助事業	体験の機会・場	知的・身体
8	グループホーム （恵友会）	共同生活援助事業	緊急時の受入れ 体験の機会・場	知的、身体
9	ユーススタイルホーム さくら	短期入所、共同生活援助	緊急時の受入れ 体験の機会・場	全ての障害

## 7.利用までの流れ

登録までの相談支援専門員と、市・基幹相談支援センター職員対応の流れ

